

表 330 成人ぜん息患者医療費受給者数

平成 19 年 1 月に施行した「川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例」に基づき、本市に 3 年以上住所を有する 20 歳以上の気管支ぜん息患者を対象に、市内のぜん息患者の健康回復と福祉の増進を図ることを目的として医療費の一部を助成している。

	総 数			20～34歳			35～44歳			45～54歳			55～64歳			65歳以上		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
平成18年度	743	298	445	138	48	90	226	83	143	136	61	75	145	51	94	98	55	43
19	1,770	699	1,071	353	154	199	553	196	357	314	135	179	336	106	230	214	108	106
20	2,360	917	1,443	465	198	267	728	262	466	441	175	266	420	133	287	306	149	157
川 崎	60	27	33	16	8	8	14	8	6	9	1	8	12	4	8	9	6	3
大 師	47	16	31	10	4	6	12	5	7	10	4	6	5	-	5	10	3	7
田 島	53	20	33	12	6	6	10	4	6	9	4	5	13	2	11	9	4	5
幸	100	36	64	27	13	14	35	11	24	11	1	10	18	6	12	9	5	4
中 原	287	108	179	49	23	26	86	26	60	60	27	33	56	17	39	36	15	21
高 津	396	157	239	73	32	41	143	54	89	59	27	32	78	24	54	43	20	23
宮 前	669	261	408	132	58	74	202	73	129	138	55	83	117	37	80	80	38	42
多 摩	326	128	198	69	24	45	93	35	58	57	20	37	54	21	33	53	28	25
麻 生	422	164	258	77	30	47	133	46	87	88	36	52	67	22	45	57	30	27

資料：環境保健課

§ 3 光化学スモッグ公害

光化学スモッグ公害による健康被害の防止と発生に備えるため、注意報、警報発令時の連絡網の整備、被害者の救済を行っている。

注意報発令回数は、5月に1回、7月に5回、8月1回、9月に1回で計8回発令されたが、警報及び重大警報の発令はなく、また、健康被害の届出はなかった。

資料：環境保健課